

令和 2 年度

第 3 回伊丹市都市計画審議会会議録

開催日時	令和 3 年 1 月 12 日 (火) 午後 3 時～午後 5 時
開催場所	伊丹市役所 議員総会室 (議会棟 3 階)
議 事 及び 議決事項	伊丹市の都市計画に関する基本的な方針の改定について【諮問】 議決事項 : 継続審議

会議出席者

審議会委員 会 長 加賀 有津子 委 員 岡田 昌彰 " 小西 新右衛門 " 中西 良博 " 齊藤 真治 " 里見 孝枝 " 高橋 有子 " 土井 秀勝 " 池信 秀明 " 長山 安治 " 横山 一也 会議欠席者 委 員 酒井 裕規 " 島田 洋子 " 富田 陽子	事務局 都市活力部長 大西 俊己 都市整備室長 木村 哲也 都市計画課長 小山 雅之 都市計画課主査 元松 亮 都市計画課主査 舛井 茂樹 都市計画課 藤田 高弘 審議会事務局 幹事 都市計画課長 小山 雅之 都市計画課主査 元松 亮 都市計画課主査 舛井 茂樹 都市計画課 藤田 高弘
---	--

事務局	定刻前ですが、只今より令和 2 年度 第 3 回伊丹市都市計画審議会を始めます。 委員の皆様におかれましては、ご多忙の中にも係わりませず、当審議会にご出席賜り、誠にありがとうございます。 私は、本日の司会を担当いたします、当審議会幹事、都市計画課長でございます。よろしくお願い申し上げます。
-----	---

<p>都市活力部長</p>	<p>本日は、新型コロナウイルス感染症拡大の予防の観点から入口のドアと窓の二箇所を解放し換気をさせていただいております。寒さ、暑さございましたら遠慮なくお申出下さい。</p> <p>まず、本日の審議会成立についてご報告いたします。</p> <p>委員 14 名のうち、11 名がご出席でございますので、伊丹市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、都市活力部長の大西より審議会開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。</p> <p>令和 2 年度、第 3 回伊丹市都市計画審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、公私とも何かとお忙しい中、また、コロナ禍の状況にもかかわらず、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、平素より、深いご理解と格別のご支援を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は都市計画マスタープランについて、ご審議頂くわけではありますが、本年度、本市は様々な計画を検討しているところでございます。本市のまちづくりの目標や目指していく将来の姿を定め、市のあらゆる施策や計画の基礎になる「第 6 次伊丹市総合計画」や緑地の保全および緑化や生物多様性の保全と再生および持続的な利用に関する「伊丹市生物多様性みどりの基本計画」、環境問題を取り巻く社会情勢の課題や情勢の変化に対応するための「環境基本計画」など様々な計画を検討しております。</p> <p>本都市計画マスタープランにおきましては、第 6 次総合計画に即し、その他の計画と整合を図り、連携するもので、本市のまちづくりに関する計画の基本となるものでございます。特に伊丹市の土地利用や、基盤整備に重点を置いたものになってございます。</p> <p>故に検討部会では、昨年度から四度にわたりご参集いただきまして、伊丹の都市計画について十分ご議論いただき、大変、意義あるものになっていると受け止めているところでございます。</p> <p>本日は、昨年度より検討部会に付議しておりました検討案について、今年度の初めにご覧いただきました第 1 部全体構想と、今年度、検討を進めて参りました第 2 部地域別構想、第 3 部推進方策を合わせたものになっております。本計画を皆様にご確認いただいた後に、パブリックコメントへと進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>なお、詳細につきましては、事務局よりご説明させていただきますので、</p>
---------------	--

事務局	<p>委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>続きまして市の出席者をご紹介します。</p> <p style="text-align: center;">(市の出席者及び事務局職員の紹介)</p>
事務局	<p>よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、次第の3. 議事に移ります。議事の進行につきましては会長にお願いしたいと思います。加賀会長、よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>始めに、伊丹市都市計画審議会の運営に関する規程第6条第3項に基づき会議録へご署名いただく方を指名いたします。今回は中西良博委員と土井秀勝委員にお願いしたいと思います。事務局で会議録を作成いたしますので、ご確認の上、ご署名をお願いします。</p> <p>次に同じく運営に関する規程第4条第1項により、審議会の運営に関する会議を除き、原則、会議は公開することとなっておりますので、本日の会議は公開したいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
会 長	<p>会議は公開といたします。</p> <p>それでは、「伊丹市の都市計画に関する基本的な方針の改定について【継続審議】」になります。</p> <p>まず初めに専門部会の委員長であります私の方から、概要を説明させていただきます。付議報告書の1ページをご覧ください。</p> <p>今回の都市計画マスタープランの改定にあたっては、「今後迎える人口減少と市域における人口偏在の対応」や「公共施設・公共インフラの老朽化と更新」、「周辺市と差別化する都市魅力の充実・強化」、「公民連携・地域自治に向けた受け皿づくり」について、改定時点での新しい視点や時代の要請をどれだけ取り入れ、これからの社会に適応した考え方で如何にまとめていくかが課題と考えております。</p> <p>また、これまでの都市計画の考え方を基本ベースにし、時代の潮流を読み解くほか、総合計画（第6次）や都市計画区域マスタープランに即し、魅力ある都市づくりの方向性を示すことや生活を支える都市機能である商業施設や、医療施設は一定人口密度がある地域を概ねカバーしております。</p>

が、人口減少や高齢化が進む中で、その環境をいかに維持するかが重要となります。

今後の都市づくりでは「都市機能の配置や公共交通ネットワークのあり方など、誰もが住みやすい環境が持続できる都市構造を形成していくこと」「公共施設・公共インフラの老朽化と更新のため、中長期的な視点を持って施設配置等をマネジメントしていくこと」「周辺市と差別化する都市魅力の充実・強化として、伊丹ならではの特色をもった拠点を今後も引き続き形成していくこと」「良好な操業環境の保全と住宅地環境との共存を引き続き図っていくこと」「公園や文化施設など優れたストックを活用するとともに、市街地内に点在する農地や自然などもうまく活かし、伊丹らしい住宅地を形成していくこと」が必要となります。

また、都市基盤の整備が概ね完了する中、まちづくりの推進役として住民、自治組織、事業者など民の役割が大きくなっており、今後更にその役割は増大することが期待されています。様々な主体が活発に活動できるように、まちの課題の共有や情報の提供、活動の支援等、公民連携・地域自治に向けた仕組みづくりが必要となってまいります。

付議報告書の3ページをご覧ください。

令和元年8月に都市計画審議会より付議されまして、都市計画マスタープラン検討部会を4回開催いたしました。

昨年度、第1回、第2回と検討部会を開催し、第1部「全体構想」を検討しております。内容については今年度の8月4日に開催いたしました都市計画審議会にて中間報告として説明させていただきました。

今年度は第3回、第4回と検討部会を開催いたしまして、第2部「地域別構想」と第3部「都市づくりの推進方策」について検討を行いました。

本日は、第2部「地域別構想」と第3部「都市づくりの推進方策」について説明させていただき、昨年度、説明いたしました第1部「全体構想」と併せて、付議報告とさせていただきたいと思っております。

それでは、第2部「地域別構想」と第3部「都市づくりの推進方策」の詳細につきましては、事務局から説明いたします。

事務局、お願いいたします。

事務局

それでは、A3の概要版をご覧ください。1枚目は第1部「全体構想」になります。8月にも一度、説明させていただいておりますので、概略のみ説明させていただきます。

「序 計画の前提」としまして、背景と趣旨や位置づけ、役割等を記載いたしております。

「第1章 都市づくりの現状と課題」としまして、人口減少・人口偏在

への対応や公共施設・インフラの老朽化と更新、周辺市と差別化する都市魅力の充実・強化、公民連携・地域自治に向けた仕組みづくりを記載いたしました。

中央の「第2章めざすべき都市像」は、課題から導かれた基本的な視点、都市づくりの目標を記載し、都市核や地域拠点、都市軸等を示した都市構造や住宅地、商業・業務地等を示した土地利用等について定めております。

裏面をご覧ください。「第3章ターゲット別都市づくり方針」になります。今回から新たに設けたもので都市づくりの取り組みに集中と選択が求められることから、その方向性を定めております。ターゲットは3つございます。

一つ目が「子ども・子育て環境にやさしい都市づくり」、二つ目が「歩いて暮らせる都市づくり」、三つ目が「産業が元気な都市づくり」としております。

中央に移りまして、「第4章部門別都市づくり方針」となります。こちらは、インフラ・公共施設や都市交通、自然・緑など都市づくりに関連する部門ごとにその方向性を定め、第3章のターゲット別都市づくりの方針とも連動しながら、都市整備・誘導を図っていきます。

続きまして、2枚目をご覧ください。第2部「地域別構想」となります。これまでは、特徴ある3地域と本市を特徴づける5ゾーンとしておりましたが、ゾーンの目標である商業業務機能の向上と工業地としての機能の向上、居住環境の改善、歴史的資源を活かした魅力的な都市景観の形成、住宅地と工業地の調和等が進んでいることから、全体構想の考え方とも整合させながら、ゾーン別の都市づくりの考え方を発展させる必要がございます。

まず、「第5章 地域別構想の考え方」としまして、地域自治と連携した「地域別都市づくり方針」として、各小学校区に地域自治組織が設立され、地域自治組織ごとに地域ビジョンの策定が進んでいることから、地域が主体となった地域自治の取り組みと連携した都市づくりを行っていくものいたします。

また、個性や魅力を伸長させる「ゾーン別都市づくり方針」としまして、都市機能が集積し、特徴あるゾーンとして、その個性や魅力を伸長させるべきゾーンを戦略的に設定し、都市づくりの考え方を示すものいたします。

「第6章 地域別都市づくり方針」をご覧ください。「1. 地域自治組織と地域ビジョン」について説明させていただきます。地域ビジョンは、地域自治組織が計画する地域の目標や課題を共有するための10年間の計画であり、10年後の将来像を示し、基本方針はその将来に向けた方針を示して

おります。都市づくりでは、地域ビジョンで定める分野との関連を検討し、全市の考え方を地域にも展開します。

「2. 地域ビジョン策定のプロセスにおける連携」としまして、関係課が連携し、情報提供や助言等を行い、地域の課題について、全市的観点からフィードバックがあれば反映いたします。

「3. 地域の都市づくりに関する活動に対する各種支援策」は以下となっております。住民の意見を聴き、整備に反映する「都市基盤整備における意見交換の場づくり」、ニーズに即した施設づくりに協働で取り組む「協働による維持・管理や場所の活用」、協定などの「建物などのルールづくり」、住民主体の取り組みを支援する「まちづくり活動の支援」、都市計画の内容変更などを提案できる「都市計画の提案制度」としております。

「第7章 ゾーン別都市づくり方針」をご覧ください。現計画では、5つのゾーンがございましたが、本案では、3つのゾーンとしております。まず、「にぎわい交流ゾーン」でございますが、本市の主要な都市機能が集積する中心市街地であり、各種取り組みを集中的に実施しており、今後、みやのまえ文化の郷の再整備が予定されていること、「市民ふれあいゾーン」については、市庁舎の建て替えやそれに伴う施設の移転、周辺のまちづくりの検討などが進むことから、引き続きゾーンとして設定しております。「いきいき生産ゾーン」については、本計画のターゲット別都市づくり方針「産業が元気な都市づくり」の具体的な展開が必要であり、かつ猪名川や伊丹スカイパーク等の水と緑のネットワークの維持・増進が必要であることから、「みどりの再生ゾーン」も統合した形で引き続き「いきいき生産交流ゾーン」といたします。

「農住共存ゾーン」については、生産緑地地区が広域に集積するエリアとして都市農地の維持と活用などの整備方針としておりましたが、全体構想の土地利用の方針において「市内に分布する農地は、都市に「あるべきもの」として位置づけ計画的に保全を図る」と全市的な都市農地の保全を図る方針を示したことから、今回ゾーンとして設定しておりません。

それでは、にぎわい交流ゾーンから説明いたします。ゾーンの都市づくり方針は4極・2軸から面に広げ、歴史・文化に親しみながら暮らし・活動が楽しめる 歩いて楽しいまちなかづくりといたしました。

方針の詳細としましては、右の図にありますように4極・2軸から面に広げるにぎわいの形成として、阪急伊丹駅周辺、JR伊丹駅周辺、宮ノ前地区、サンロード商店街地区の東西南北の拠点のまちづくりや、2軸の道路整備を記載しております。

この他にも、個性ある市街地景観の形成や安全で快適な利便性のある都市空間の形成、地域の主体による持続的なエリアマネジメントについて記

載しております。

次に、市民ふれあいゾーンについて説明いたします。

ゾーンの都市づくり方針は市役所の再整備を契機とした行政・福祉サービス拠点の充実・強化と、自然的環境を活用した健康で快適な都市づくりといたしました。

方針の詳細としましては、右の図にありますように市役所再整備と合わせた市民が集まる拠点としての充実・強化として、「新庁舎整備基本計画」に基づく庁舎整備や隣接する現庁舎東館（防災センター）、移転する博物館や公民館跡地の土地利用の検討を記載しております。

この他にも自然的環境を生かした快適な緑の拠点・ネットワーク形成として地域資源を活かしたやすらぎのある空間形成について記載しております。

続きまして、いきいき生産ゾーンについて説明いたします。ゾーンの都市づくり方針は空港に隣接し猪名川の自然アメニティ空間やレクリエーション拠点を活用した住工共存とうるおいある都市づくりといたしました。

方針の詳細としましては、右の図にありますように産業系土地利用の維持と基盤の整備、よりよい住工共生地域の形成、新たな都市型産業の集積、工業跡地の活用、緑豊かな河川沿いとレクリエーション拠点等を活かしたうるおいあるゾーン形成について記載しております。

次に、「第3部 都市づくりの推進方策」について説明いたします。

初めに「第8章 都市づくりの推進方策」となります。都市づくりの推進方策としまして、3点記載しております。

1つ目の都市づくりへの理解の促進と関心を持つ機会の拡大として、都市づくりに関する情報公開と広報の充実や都市づくりにおける参画の機会の拡充、地域特性に応じた身近なまちづくりの推進と支援、都市づくりにおける学習の機会の創出を行ってまいります。

2つ目の公民連携の都市づくりとして、公共空間を活用し民間の活動を促す都市づくりや公共施設・公的不動産における民間活力を導入した都市づくり、良好な開発等の誘導による都市づくり、公民連携を担う人材の育成や組織の確立に向けた支援を行ってまいります。

3つ目の総合的・統合的マネジメントによる都市づくりとして、既存ストックの活用と持続可能なまちづくりの推進、効果的・効率的な施策・事業の推進、各種関連事業との連携と行政の体制の充実を行ってまいります。

次に「第9章 進捗の評価と都市計画マスタープランの見直し」では2点記載しております。

1つ目の進捗の評価としまして、進捗を客観的な指標等に基づき把握し、評価を行い、より強化すべき点、充実を図るべき点などを明らかにしてい

	<p>く取組みを進めてまいります。</p> <p>2つ目の計画の見直しとしまして、長期的な視点に立ったものであることから、上位計画等に変更や整合が必要となった場合や、社会や市民生活の動向に留意し、必要に応じて見直しを行ってまいります。</p> <p>説明は以上です。</p>
会 長	<p>都市計画マスタープラン検討部会からの報告がありました。検討部会が作成されました改定素案について、ご意見等がありましたらお願いします。</p>
委 員	<p>6章の地域別都市づくり方針の所ですが、誰がするのか、今後どのようになっているかといけないなど、いろいろ突っ込んだ形で書かれているので良いと思います。地域ビジョンにおいては、それぞれの地域17小学校地区で作るということで、ほぼ完成してきているが、まだ残っているところもあります。ただ、作ったら良いという問題ではなく、それが始まりです。市民の参画と協働を求めらる中で、計画だけではなく具体的な事業、何が困っていて、どんなことであれば参画と協働する必要があるのかということが最も大事なことだと思います。その辺りの落とし込みについては、役所からも働き掛けをして推進していただくように要望していきます。</p> <p>それとマスタープランでは都市農業があるべき緑としても位置付けられています。例えば、以前から市民農園は結構人気があり、推進してほしいということでしたが、法律があつて、なかなか推進することができませんでした。今回、あるべき姿ということで、農地をそのまま残していけるようになって、圃小作みたいなのがなくなり比較的ハードルは下がったが、そこらへんの考え方が事務局としてあれば、お答えいただけたらありがたいと思います。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。1点目の方は市民参画、協働という所ですね。これを一度踏み込んだ形で、そのまま進めてほしいということだと思いますが、これはご要望としてという理解で良いでしょうか。</p>
委 員	<p>そうですね。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。2点目のほうは、農地のあるべき姿ということですが、それが今どのような形であるかということは、「自然・みどり」の方針で触れているかと思ひますけれども、事務局から回答をお願いします。</p>
事務局	<p>農地については、第1部の全体構想、冊子で言ひますと、30ページの自</p>

	<p>然・緑・農地について書いております。今回、第2部、第3部を、説明させていただきましたが、農地は都市全体にあるべきものということを受けて、ゾーンからは外しております。</p> <p>また、全体構想において、守っていきますということを書いております。担当部局では「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づきまして貸し借りができるといった説明会やセミナーを、今まで4回程度行っていると聞いております。また、生産緑地を貸し借りしている方もいらっしゃいます。</p> <p>事務局 補足させていただきます。今回の改定素案の土地利用においても、農地の土地利用について位置付けをしています。また、部門別都市づくり方針の中においても、都市農地についての記載をしています。先ほど仰っていただいた市民農園につきましても記載しております。市民が緑や土地と親しむための市民農園や、体験農園としての維持、管理を促進しますという形で位置付けをしているところでございます。</p> <p>委員 例えば、今までは市民農園したいという方は結構たくさんいらっしゃったものの、そのための農地があまり提供されることが少なかった。農地を続けていきたいけれど、作ってくれる人が見つからないということがあるかと思いますが、今申し上げた通りそれだけの需要がありますから、農地を保全していくためには、そのような人たちに協力してもらうことが大事だと思い、要望しております。</p> <p>会長 ありがとうございます。積極的に都市化を進めていく中でも、都市農地の必要性と位置付けていますので、運用についてそのような形で進めていくということですので、ご要望ということで承りました。</p> <p>委員 先ほど委員が言われましたように、確かに全体構想の中では、農地は都市にあるべきものと位置付けられておりますので、ゾーン別都市づくりの方針で触れる必要はないと思います。しかし、部門別都市づくり方針の「自然・みどりの方針」の中に、都市農地の積極的な推進のための方針など少し文言を入れていただくことはできないでしょうか。</p> <p>会長 ありがとうございます。この4章の部門別都市づくり方針において、都市農地の活用について触れているのかということですね。 事務局からお願いします。</p>
--	---

事務局	<p>委員からご意見いただいたのは52ページの「自然・みどりの方針」の中でということになるかと思えます。この中で、都市農地につきましては、まず1が自然的環境、2が公園緑地、そして3に都市農地の記載をしています。われわれは農地というのは、貴重な自然景観だということで評価をする中で、農地をあるべきものとして位置付け、積極的に保全を図っていくということで、都市計画としての方向性を明確に書いているということでもあります。</p> <p>その方策としては、生産緑地の指定が有効ということもありますので、生産緑地制度を活用する、あるいは市としては市民農園等の活用を図っていくということを書いておりますのでご理解いただければと思います。</p>
会長	<p>おそらく今、概要版をご覧いただいているかと思いますが、都市農地に関する制度など、その辺りの情報のことだと思いますが、この概要版というのは、パブリックコメント等に使うのでしょうか。</p>
事務局	<p>パブリックコメントの際は、全体版の前に概要版をつけて出すことを考えております。</p>
会長	<p>それであれば、概要版にはキーワードとなるような言葉を入れておくのが良いのではないのでしょうか。今ご意見のあった「自然・みどりの方針」についても同様かと思えますので、概要版に記載いただくということをお願いします。</p>
委員	<p>第9章に、進捗の評価が載っていますが、これは何らかの方向性や、評価するに当たってこういうことが示せれるのではないかということを中心に挙げていただいていると思います。どのようなもので評価や進捗を管理するということが決まったのかどうかご説明いただけたらと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第6次総合計画が、今年度に策定されておりますので、そちらで使われている指標を用いて、状況の確認をしていきたいと考えております。</p>
会長	<p>状況確認というのは、どれぐらいに進捗しているかなどの確認ということになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>前回の都市計画審議会の中で、指標が必要ではないかというようなご意</p>

	<p>見いただきました。その中でもターゲット別方針は今回の都市計画マスタープランの中の特徴というところもありますので、評価していくべきではないかというご意見をいただいております。</p> <p>今回考えておりますのは、都市計画マスタープランの中に新たな指標をつくり、新たに評価をしていくのではなく、都市計画マスタープランに即して各種計画を進めていきますので、第6次総合計画の成果指標からピックアップし活用していきたいということです。例えば、子ども・子育て家庭に優しい都市づくりの中においては、それに関連するような指標を用いることを考えています。今のところは、その方向性だけを書いているところであり、来年度以降、この中からどれをピックアップするかというのを決めながら、モニタリングをしていきたいと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございます。これから進捗具合を見ていくということが決まったということ、そしてこれから何を解決していくのか、またその進捗具合については、総合計画と照らし合わせながらやっていくということで理解いたしました。ありがとうございます。</p> <p>あと、もう一点あります。49ページに自転車・徒歩について、自転車のネットワーク、自転車レーンのことが少々書かれております。実は年末に市民の方と話をしている、自転車レーンはどこまで広がるのかという話の中で、自転車活用推進計画について少しご説明をしたら、大変喜んでくださいました。具体的には、歩行者と自転車の安全性、快適性の確保と、連続性の確保による利便性の向上という点をすごく評価していただきました。ただ単に自転車レーンをつくるだけではなく、市内を自転車で回れるような連続性を確保し利便性の向上を令和10年を目標に拡充していくための計画があるということをお示しした時、すごく喜んでくださいました。それを考えると今の、自転車レーンの整備を進めます、という記載だけでは少しではもったいないと感じます。市民の方にも、連続性の確保と利便性の向上について、お示ししていただいたら良いのではないかと思います。これは意見としてコメントさせていただきます。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>分かりました。自転車レーンの計画について、連続性の確保や利便性の向上等のキーワードを追加してはどうでしょうかという意見をいただきました。他にいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>まず、最初の質問ですが、すごく細かいことではありますが、前回いただいた概要と今回いただいた概要を拝見いたしますと、第3章のターゲット別都市づくりの中の、ターゲット1「子ども・子育て家庭にやさしい都市づ</p>

	<p>くり」の強みの部分が少し変わっていることを発見いたしました。「高い有配偶者の割合」「高い交通利便性を背景に」の部分を削除されたと思いますが、これにはどのような議論があったのでしょうか。もし、議論があったのであれば教えてください。</p>
事務局	<p>1つ目の「高い有配偶者の」については、配偶者がいるということが良いという言い方が、市民の皆さんに見ていただくにあたって適切ではないのではないかと考え、今回削除いたしました。</p>
委員	<p>もう1つの方は、前は「高い交通利便性を背景に、人口増加が続く都市」となっておりましたが、今回は「高い交通利便性を背景に」の部分が削除されております。それにはどのような議論があったのかと思い、質問させていただきました。</p>
事務局	<p>確かに変わっておりますが、特に大きな意図があったというよりも、文字があまりにも多過ぎるということで削除したのではないかと思います。明確な理由は今のところ、お答えできず申し訳ございませんが、強い意志をもって省いたというわけではなかったかと思います。</p>
委員	<p>ありがとうございます。前回と今回を見比べたときに、確かに「高い有配偶者割合」という表現が無い方が、市民の方にとってはすごく身近に感じられると思います。なぜ「高い有配偶者割合」なのかと思われるのもどうなんだろうと思っていましたので同じ意見です。ありがとうございます。</p> <p>それから、ゾーン別都市づくりの方針の「暮らし・活動が楽しめる、歩いて楽しいまちなかづくり」についてですが、国においてウォーカブル推進都市というものが募集されておりますけれども、これは伊丹市として手を挙げる方向で考えておられるのでしょうか。</p>
事務局	<p>ウォーカブル推進都市につきましては、伊丹市も既に手を挙げており、推進都市の中に名前を連ねています。</p>
委員	<p>一覧から伊丹市を見つけることができなかったのですが、いつから名前が載っているのでしょうか。</p>
事務局	<p>宣言すると推進都市に名前を連ねることになっております。いつ回答したのかは詳細は聞いておりませんが、もう既に手を挙げたということは確認しております。1カ月単位なのか、3カ月単位なのか分かりませんが、次</p>

<p>委員</p>	<p>回国のホームページが更新される際には伊丹市も載っているのではないかと思います。</p> <p>ありがとうございます。最近新聞で、ほこみち制度を使うことで、まちなかに人が留まって、より楽しめるようになるということが書いてありましたので、伊丹市でも三軒寺広場前以外でも、市民が通り過ぎていくのではなく、そこに留まることによって、いろいろな人との出会いや、経済についてもよりよくなっていくのではないかと考えていましたのでとてもありがたいです。ありがとうございます。</p>
<p>都市活力部長</p>	<p>補足でございますが、36 ページ左上の中で、SWOT 分析というものがあり、そちらのほうで運用面を考えていました。そこに高い交通利便性が記載されています。先ほどご指摘いただいたのは、このような文言が概要版にないというご指摘でありましたが、果たしてこれは本体にあっても良いのかどうかという議論も、今一度検討しないといけないのではないかと受け止めたところです。審議会の皆さんでご議論いただきたい内容ではありますが、それぞれの考え方によって、高い配偶者割合という表現が必要かどうか判断しなければなりません。また、高い交通利便性ということに関しても、アンケート結果を見ますと北部の方は、交通の利便が悪いと感じているのに対して、南部の方は交通の利便が良いと感じています。住んでる場所で全然違うことが明らかになった中で、ここに強みとして書いていいのかどうかということも問題点となりますので、またいろいろご意見いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>他にいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>「いきいき生産ゾーン」について、3 点ほどあります。まず、目次の第 7 章の 3 「いきいき生産ゾーン」が 94 ページになっています。これはおそらく 90 ページではないかと思いますので、ページのご確認いただければと思います。</p> <p>次に、概要版についてですが、「いきいき生産ゾーン」の「いきいき」は、産業がいきいきとして元気であるという意味での「いきいき」とレクリエーションとしていきいきとした都市生活を行うという意味での「いきいき」が合わさっていると考えれば良いでしょうか。両方をかけた言葉として、「いきいき」という言葉を使っていることについては全く異論はありませんが、最初の 2 行の説明文がどちらかというと産業のほうに偏った表現になっているのではないかと思います。できればレクリエーション空間とし</p>

	<p>でのポテンシャルを持っているという意味で強調いただいたほうが良いと思いました。</p> <p>最後にもう 1 つ、概要版で「住工共存」という言葉と「住工共生」という言葉が入っています。「住工共生」については、本文 91 ページにおいて「住工共存を図ります」という表現をされており、共生の説明をするときも共存という言葉で書かれますので、何か使い分けがあるように感じてしまいます。もし同じ意味で用いられてるとしたら、どちらかに統一したほうが良いのではないかと思います。</p>
会 長	<p>1 点目は記述の間違いです。2 点目については、概要版の「いきいき生産ゾーン」の上段 2 行にレクリエーションというキーワードを入れた方が良いということですね。3 点目の「住工共生」と「住工共存」の使い分けについてですが、これは統一してもおそらく問題ないと思います。どうもありがとうございます。事務局から何か補足があればお願いします。</p>
事務局	<p>目次のページ数の間違いについて大変申し訳ございません。94 ページとなっている所は 90 ページに修正いたします。</p> <p>概要版の方に、レクリエーションの意味合いを入れていただきたいということと、本編 91 ページの「よりよい住工共生地域」を「共存」に修正させていただきたいと思います。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p>
委 員	<p>今回いただいたマスタープラン改定素案をじっくり読ませていただいた上で、確認したいことが 2 点、コメントが 1 点あります。</p> <p>まず 1 点は、今委員から質問があったことと関係しますが、73 ページを見ますと、「ゾーンの設定の考え方」の「いきいき生産ゾーン」において、「みどりの再生ゾーン」との統合した形で引き続き、「いきいき生産交流ゾーン」にしますと、書いてあります。ところが、他の資料では全て「いきいき生産ゾーン」と記載されてるため、どちらが正しいのか分かりません。おそらく今委員が言われたことを考えると、「交流」という文字を入れた方がこの地域のゾーンとしては、ふさわしいのではないかと思いますので、事務局の方でも一度確認していただきたく思います。</p> <p>確認したいことの 2 点目は、都市計画マスタープランは 8 年計画のもと 2028 年度まで、また第 6 次総合計画も 2028 年までが、ターゲット期間として決まっています。一方、地域ビジョンは 10 年というレンジになっています。これは、都市計画マスタープランや第 6 次総合計画と若干の齟齬が</p>

あり、整合性として正しいのでしょうか。一方で、この地域ビジョンがスタートしたのは2018年と書かれている資料がありましたので、そこから考えるとこの地域ビジョンの期限も2028年ということで合っているのかなと思ったりもします。両者の期限の設定について明確にしておいた方が良いのではないのでしょうか。

3点目はコメントです。56ページに「環境都市づくりの方針」が書かれていますが、そこに「低炭素・循環型都市づくり」についての記載があります。今政府においても2050年に向けてカーボンニュートラルを打ち出していますので、まさしくここに書かれてることが、これから伊丹市でも議論されることと思います。ただ、その点を踏まえて考えると、このカーボンニュートラルを目指すにあたって、自然エネルギーをどのように活用するかということが非常に大きなテーマとしてあります。自然エネルギーをもっと増やさないとカーボンニュートラルにならないということになります。ここには太陽光発電について書かれてはいますが、やはり政府の方針と合わせるともう少し深掘りした表現の方が良いのではないかと思います。例えば、自然エネルギーといっても、太陽光、風力、水力等の発電システムになると思います。太陽光発電については、既に以前より民間の住宅にはたくさん入っていますし、おそらく大企業の建物の屋根の上にも設置されたりしていると思います。この太陽光発電を空き地等に設置するというようなことがあった場合に、それをどのようにコントロールしていくかが大きな課題になるような気がします。それは、市の条例等で決まっているとは思いますが。そのようなことも含めて、このカーボンニュートラルに向けた伊丹市の都市計画としてのスタンスのようなものをもう少し書き加えたほうが良いのではないかと思います。

会 長

ありがとうございます。1点目のゾーン設定の名称については、「いきいき生産ゾーン」を「いきいき生産交流ゾーン」に修正している途中のものが見え隠れしているかと思います。中心市街地の方では「にぎわい交流ゾーン」と設定されており、ここでも「交流」がキーワードで出ていますので、それとあわせて、「いきいき生産交流ゾーン」においても「交流」という言葉を残しておくべきかということは確認する必要があると感じています。

委 員

私としては、「交流」を入れた方が良いのではないかと思いますということです。もし「交流」を除くということであれば、73ページの文章そのものも訂正する必要があると思います。どちらに合わせるかを決めていただき、文章にも反映させていただきたいということです。

<p>会 長</p>	<p>当該ゾーンが生産と交流を統合した形であるということをふまえ、例えばスカイパークが交流的な位置付けにあるというようなニュアンスとして考えたいと思います。事務局のほうで何か説明はありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現行計画では、5つのゾーンを設定しており、猪名川沿いの「いきいき生産ゾーン」と神津周辺の「みどりの再生ゾーン」を統合した形で新たにゾーンを設定いたしました。設定にあたり部会で議論させていただいた際には、もともとあった名称を残した方が分かりやすいのではないかという意見があり、結果として「いきいき生産ゾーン」を引き継いだということです。資料において「交流」が入っていたのは消し忘れとなっております。</p>
<p>会 長</p>	<p>2点目の総合計画やマスタープランと地域ビジョンの計画変更年次の整合性についてですが、委員の話では両者うまく時期が合うのかなと思いましたがそうではないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>地域ビジョンにつきましては、地域の自治組織のほうで定めていただくものということで、おおむね10年間を目途に、防災など様々な項目を入れた計画をつくってくださいということを地域にお願いしているものでございます。こちらにつきましては、あくまでも都市計画マスタープランの一部ということではなく、地域のまちづくりの方針というものであり、地域それぞれで設定されるものであります。今回の都市計画マスタープランでは、それとの関係性について説明しています。地域ビジョンをつくる際には都市計画の分野から必要に応じて出前講座等で情報を提供するとともに、地域ビジョンの策定過程で出てくる様々な意見についてフィードバックできるものは都市計画の方でもきちんとフォローするというような方向性を示しております。そのため、地域ビジョンと目標年次を合わせるということは必要ないのではないかと考えております。総合計画についても目標年次が合わないものも出てくるかと思えます。</p>
<p>委 員</p>	<p>そういうことであれば、地域ビジョンの10年間という設定期間をあまり強調されないほうが良いのではないかと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>地域ビジョンは、都市計画マスタープランの位置付けのもと地域の方につくってもらうものではありません。地域でまちづくり組織をつくっていただき、地域ビジョンをつくるという枠組み、仕組みを伊丹市は以前より持っており、その制度の中でつくられた地域ビジョンと、新たに改定する</p>

	<p>都市計画マスタープランの関係性を整理しようということで今回示しています。地域ビジョンの10年間は、都市計画の方で決めてるわけではなく、先ほど申し上げた仕組みの中で10年計画となっているという制度の紹介という認識で書いたものでした。誤解を招く表現でありましたらもう少し分かりやすい表現にした方が良いかと思います。</p>
会 長	<p>自然エネルギーの活用については、貴重なご意見ということで承らせていただきます。</p>
委 員	<p>Society 5.0についても結構注目されているのかとは思いますが、これに関してはどうのように位置付けられていますでしょうか。</p>
事務局	<p>これからのまちづくりの考え方や方向性については、反映させていくということで、社会が抱えている課題や潮流などを整理しています。Society 5.0についてもここで議論したと考えています。しかし、今回は位置づけとして明確に書いておらず、どこにも表現が出てきていないかと思っています。</p>
委 員	<p>考えていただいているのは分かりました。おそらく今後、様々な点を踏まえて取り組んでいただけるかと思っています。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>92 ページの猪名川の活用について、「オープンスペースとして快適な空間を活かしレクリエーションが一層図られるよう、散歩・ウォーキング等に資する空間活用なども推進し、回遊性を一層高めます」と書いてくださっています。確かに散歩道はきれいに整備されていますが、その両脇にもものすごい草が生い茂ってしまっていて、なかなか子どもだけで遊ばせることが難しく、親が付いていないと遊ばせられないような環境になっております。このように草がすごい茂っていますが、例えば除草などがこの中に含まれているのでしょうか。</p>
会 長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>猪名川に関して言いますと、あそこは猪名川河川国道事務所の管轄の地域になっております。今は年2回の除草をしていたかと思っています。河川区域として管理されているため、この中に入っているとは言いづらく、どちらかというウォーキングなど別の観点で考えています。</p>

委員	草が本当にもものすごく生い茂っており、子どもの背の高さを越えてしまうような草がたくさんあります。できれば誰もが安心して散歩が楽しめるように、少し考えていただきたいと思っております。要望としておきます。
会長	ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。
委員	都市交通の方針に関してですが、公共交通、自転車等の話で、自動車の関わりについて教えていただきたいと思えます。昨今の温暖化対策で電気自動車の利用が促進されているかと思えますが、この点についてどのように考えていますでしょうか。
会長	このマスタープランの方針に基づいて、電気自動車等の利用促進等、様々な施策に繋がっていくかと思えます。今、具体的に進めてるものもあるかもしれませんが、事務局から補足があればお願いします。
事務局	今後、ガソリン自動車の販売が禁止されていく方向性が示された中で、伊丹市としても同じ方向性で動いていくことになります。都市計画マスタープランではそのような方向性を示しております。具体的な取組として何か助成制度をつくる等は今のところはございませんが、このような方向性を鑑みながら、例えば交通局や交通事業者等への働きかけは行っていく可能性があるということで記載しております。
委員	正直なところ、挙げられている例が少し古いのではないかと考えています。今現在であれば、水素自動車なども考えられます。そのような意味でももう少し視野を広げられたほうが、今後の方向性としても定まるかと思えました。
会長	ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。
委員	69 ページに「都市防災の方針」の「交通体系の整備とライフラインの強化等」において、都市計画道路について書かれています。災害等で優先度が高い道路であるため、「都市計画道路の整備等により」と書かれており、これは理解できます。しかし、その後「大阪国際空港などの主要拠点」として「(空港・港湾等)」って書いてあります。最近では、空路で援助物資を運ぶということもあり、伊丹市は空港が近いので、空港と例えばこの都市計画道路をつなぐラインを守ることが大事だと思いますが、港湾が

	<p>唐突に感じました。おそらく大阪港から輸送するということの意味していると思いますが、このマスタープランにおいて港湾はどのような位置づけになっているのでしょうか。</p>
会 長	<p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>意見いただいた箇所の書きぶりについては、伊丹市の地域防災計画等との整合を図る観点から記載しております。港湾の位置づけについては、今資料を持っていないため明確にお答えできませんが、大阪、神戸、尼崎、西宮等のことを指してるかと思えます。この辺りについては再度確認いたします。</p>
会 長	<p>よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。だいぶボリュームのある内容であり、ご確認いただくところも色々あるかと思えますが、文言等の整合性を図っていきたいと思えますし、また、いただきましたご意見を再度、検討するということになるかと思えます。</p> <p>他にご意見等がないようでしたら、市への答申に向けて、本日いただいたご意見を反映させたパブリックコメント案を作成し、パブリックコメントの実施へ進めていきたいと思えます。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>パブリックコメントの予定について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>パブリックコメントにつきましては、パブリックコメント案の作成等の準備を行い、年度内に実施していきたいと考えております。公表場所は都市計画課の窓口のほか、11 か所で行う予定です。</p>
会 長	<p>パブリックコメント実施後の対応ですが、パブリックコメントの意見に対する回答や都市計画マスタープラン案への反映につきましては、内容に大きな変更を要するものが無い限り、会長に一任していただきたいと思えますがよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、内容に大きな変更が生じない場合は、私の方で答申を作成し、</p>

市長へ答申させていただきます。

これをもちまして、閉会といたします。本日は、どうもありがとうございました。